

自 令和4年12月12日

至 令和4年12月20日

第6回 和木町議会定例会

令和４年第６回（１２月）定例会
令和４年第６回和木町議会定例会
（令和４年１２月１２日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

- １．報告第１６号
例月現金出納検査の結果について
- ２．報告第１７号
令和４年度和木町一般会計補正予算（第４号）に関する
専決処分について
- ３．議案第４０号
令和４年度和木町一般会計補正予算（第５号）
- ４．議案第４１号
令和４年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算
（第２号）
- ５．議案第４２号
令和４年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算
（第４号）
- ６．議案第４３号
令和４年度和木町介護保険特別会計補正予算（第２号）
- ７．議案第４４号
和木町議会議員及び和木町長の選挙における選挙運動の公
営に関する条例の一部を改正する条例
- ８．議案第４５号
和木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- ９．議案第４６号
和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

１０．議案第４７号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

１１．議案第４８号

職員の高齢者部分休業に関する条例

１２．議案第４９号

和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

１３．議案第５０号

和木町下水道条例の一部を改正する条例

１４．議案第５１号

和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の指定管理者の指定同意について

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	中 村 充 子	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	灰 岡 裕 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	松 井 敏 浩	
住民サービス課長	鳥 枝 靖	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	坂 本 啓 三	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	森 本 康 正	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
書 記	松 島 久 子

開	会	9時 00分
議	長	和木町広報係及び中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可 願いが出ておりますのでこれを許可いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようお願い いたします。
議	長	ただいまから、令和4年第6回和木町議会定例会を開会しま す。 これより本日の会議を開きます。
議	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定に より、1番議員 津島宏保君、2番議員 栗本詠子君を指名し ます。
議	長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、10月4日から5日まで、総務文教常任委 員会3名と、民生建設常任委員会5名は香川県綾歌郡宇多津町 で開催された全国コンパクトタウン議会サミットに出席し「地 域・議会・女性議員のSDGs」について研修をいたしました。 また、5日から6日には同じ宇多津町のファミリーサポート センターうたづ、ライブラリーうたづ、南部すくすくスクエア、 給食センターを視察研修いたしました。 10月20日、山口県商工会大会に私が出席しました。 11月4日、山口県町議会議長会定例会に私が出席しまし た。 11月7日～8日、恵庭市議会自民党議員団清和会、公明党 議員団が視察研修に来町され、私と灰岡副議長が対応しまし た。 11月9日～10日、東京で町村議会議長全国大会が開催さ れ、私が出席いたしました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布して

おりますので、ご了承願います。

議長 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。
議会運営委員会委員長 栗本詠子君。

栗本議員 おはようございます。
議会運営委員会からご報告を申し上げます。
町長から12月12日に議会が招集されたことに伴い、12月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。
本定例会に付議されております案件は、議案一覧表のとおり報告2件、議案12件でございます。
本定例会の議会運営でございますが、本日初日に報告第17号、議案第40号から第51号の議案説明と質疑を行い、報告第17号につきましては、討論・採決まで本日初日に行うことといたしました。
そして、一般質問を12月14日とし、最終日を12月20日とし、討論、採決を行うことといたします。
よって、本定例会の会期を、本日12月12日から12月20日までの9日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。
皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。
議会運営委員会委員長 栗本詠子

議長 以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。
おはかりします。
本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月20日までの9日間としたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月20日までの9日間とすることに決定しました。

議

長

日程第4 行政報告について

町長の報告を求めます。

米本町長。

米本町長

みなさん、おはようございます。

行政報告に先立ちまして、誠に恐縮ではございますが、議長さんの許可を得て一言申し述べさせていただきます。

既にご承知のことと思いますが、先月19日、自主的な抗原検査により、私自身が新型コロナウイルスに感染したことが判明いたしました。平素から皆様に感染防止をお願いしている身でありながら感染したことは、誠に不徳の致すところであり、町民の皆さまにご心配とご迷惑をお掛けしましたこと深くお詫び申し上げる次第でございます。

自宅療養中は特に発熱等変わった症状もなく、電話等で公務を続けておりましたが、27日、月曜日から復帰をしたところでございます。今後は感染防止対策や体調の管理を徹底し、町政運営に努めてまいりますので、一層のご理解ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、本日は7つの項目について行政報告をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス町内感染者状況でございます。

新型コロナウイルス感染症の第7波が全国的に拡大し、和木町におきましても、7月に72人、8月に277人と1か月で過去最多の感染者数を記録し、9月26日現在で84人の感染者数となっております。9月27日以降は全数把握の見直しに

より、感染者数の把握ができなくなっております。和木町での新型コロナウイルス感染者数は令和2年11月13日の1人目から令和4年9月26日までで698人となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の第8波の到来が危惧されておりますが、引き続き感染防止対策に努めていきたいと思っております。

以上、新型コロナウイルス町内感染者状況についての報告とさせていただきます。

次に、新型コロナワクチン接種事業についてでございますが、新型コロナワクチン接種事業につきましては、従来株ワクチンによる4回目の集団接種を9月16日に終了し、全10日間で1,566人に接種いたしました。

国は年末年始の感染再拡大に備えて、新型コロナウイルス感染症第6、第7波の主流であったオミクロン株に対応するワクチンを10月中旬から接種する方針でしたが、開始時期が9月下旬に前倒しされたため、医療及び介護従事者、教職員等の4回目を完了していない方に呼びかけ、急遽9月26日及び27日に前倒し分の集団接種を行いました。なお、町内医療機関は、発熱患者の対応で診療が逼迫しており、9月下旬から集団接種会場の医師は、近隣の産業医に依頼をしております。

オミクロン株対応ワクチンの本格的接種は、従来株ワクチンの2回目接種を完了した12歳以上の方のうち、前回接種から5ヶ月以上経過している方に10月から12月にかけて全16日間集団接種を計画をいたしました。

また、10月21日に前回接種からの接種間隔を5ヶ月から3ヶ月に短縮することが国において決定され、6月から9月にかけて4回目を接種した方にも、オミクロン株対応ワクチンを使用する5回目の接種が可能になり、11月4日から集団接種をご利用いただいております。オミクロン株対応ワクチンの集団接種は5回目の方も含め、約3,000人を見込んでおります。県においても金曜日の夜間や土曜日に広域接種会場を設営されており、町の集団接種で日程が合わない方の相談を受けて

予約をお取りしています。

オミクロン株対応ワクチンは、現在、1回接種です。個人の通算接種回数を5回目に合わせるため、オミクロン株対応ワクチンを何度も接種することはできません。

また、10月24日に、生後6ヶ月から4歳までの乳幼児新型コロナワクチンも接種可能になりました。乳幼児の特性に配慮し、安全に接種できる小児科専門医療機関の数は限られておりますので、県において、県内市町及び医師会との協議を重ね、住所地に関わらず、かかりつけ医等で新型コロナワクチンの接種ができる広域的な接種体制を構築されました。住所地内接種が原則の新型コロナワクチンですが、乳幼児に限り、県の広域接種医療機関では、住所地外届を提出することなく接種できます。対象者の保護者に接種券を送付し、接種を呼びかけております。

以上、新型コロナワクチン接種事業についての報告とさせていただきます。

3番目として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についてでございますが、この事業は、令和3年度・4年度に住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となった世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するものであり、令和3年度の支給対象世帯は538世帯であり、支給した世帯は512世帯でございます。そのうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となって支給した世帯は2世帯となっております。

続いて、令和4年度の支給対象世帯は52世帯で、支給した世帯は51世帯であり、そのうち、収入が減少し、住民税非課税世帯相当となって支給した世帯はございません。

また、価格の高騰により住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」については、支給対象世帯は542世帯で、11月下旬に確認書を送付したところでございます。

いずれも財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

以上、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についての報告とさせていただきます。

４件目として、１０月３１日付で専決処分させていただき、和木町高齢者支援商品券給付事業についてご報告いたします。

この事業では、コロナ禍における物価等の高騰に伴う支援として、和木町内に在住する高齢者に対し、５,０００円相当分の和木町共通商品券を１１月３０日より郵送で配布いたしました。財源としては先の感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

支給対象者は令和４年１１月１日現在において町の住民基本台帳に登録されている昭和２５年４月１日以前に生まれた方で、１,１１４人となっております。

以上、和木町高齢者支援商品券給付事業についての報告とさせていただきます。

続きまして、和木町子育て給付金事業についてご報告いたします。

こちら、感染症対応地方創生臨時交付金を活用して１０月３１日付で専決処分をさせていただいております。

この事業では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、電力やガス・食料等の物価高騰に直面する子育て世帯を支援するため、高校生以下の児童を養育する保護者に対し、児童１人当たり１万円の「和木町子育て給付金」を支給いたしました。役場から支給対象者に確認書を送付するプッシュ型で、原則申請は不要とし、１２月５日、６２２世帯、児童１,１６９人に支給をしております。

以上、和木町子育て給付金事業についての報告といたします。

次に、町制施行５０周年に係る進捗状況についてご報告を申し上げます。

皆さまもご存じのとおり、和木町は昭和４８年（１９７３年）

4月1日に町制を施行し、令和5年4月1日に町制施行50周年を迎えます。町では、その記念すべき節目の年を町全体でお祝いをし、より良い50周年を迎えることができるよう、令和4年9月末に町制施行50周年記念事業に係る基本テーマ及び事業コンセプトを設定し、現在、これに沿ったかたちで周年事業を実施するよう各種事業の検討を進めております。

町制施行50周年記念事業の中で最重要事業となります記念式典につきましては、開催日を令和5年11月11日土曜日の10時から、場所は和木町文化会館にて開催することを決定いたしました。約300名の皆さまをご招待し、式典のほかアトラクションや記念映像の放映など盛大に開催することを検討しております。式典内容の詳細が決定を致しましたら、改めて議員の皆様方にもご案内を申し上げます。

次に、町制施行50周年記念に係るロゴマーク及びキャッチフレーズについてご報告をいたします。町内外で町制50周年を広くPRするため、令和4年7月1日から8月31日までの2か月間でロゴマーク及びキャッチフレーズを募集したところ、全国から多くのご応募をいただき、ロゴマーク部門は応募総数95作品の中から最優秀賞1名、優秀賞3名、またキャッチフレーズ部門は応募総数202作品の中から最優秀賞1名、優秀賞3名を決定いたしました。

最優秀賞に選ばれたロゴマーク・キャッチフレーズについては、広報わきや町ホームページで周知するとともに、町制施行50周年のシンボルとして様々な場面で活用することとしております。

なお、最優秀賞に選ばれましたロゴマークは、和木町在住の方からご応募いただいた作品で、町のランドマークを取り入れた、町のシンボルマーク、町の木「やまもも」、町の花「つつじ」の色を採用するなど、和木町らしいデザインとなっております。

この度ご紹介させていただきました、基本テーマやロゴマーク、キャッチフレーズ、記念式典につきましては、町のホーム

令和4年第6回(12月)定例会

ページに50周年記念の特設サイトを開設し掲載しておりますので、ご案内申し上げますとともに、今後、実施が決定した事業については、随時、このサイトや町広報誌等を通じてお知らせいたします。

以上、町制施行50周年に係る進捗状況についての報告とさせていただきます。

最後に、一般国道2号 岩国大竹道路 岩国トンネル工事の安全祈願祭についてでございます。

一般国道2号岩国大竹道路整備事業の岩国トンネル工事は、令和4年3月に着手し、10月からトンネル掘削工事が始まりました。11月末日で約50mの掘削が完了しており、令和7年3月末の完成を目指しているところでございます。

11月30日に、施工業者である三井住友建設株式会社主催による安全祈願祭が厳粛に執り行われました。

発注者である、国土交通省山口河川国道事務所をはじめ、工事関係者、地元の自治会長や住民の方々など総勢60名が出席し、清祓(きよはらい)の儀や玉串奉奠(たまぐしほうてん)など神事を行い、工事期間中の事故・災害が無いよう、工事の安全と無事完成を祈願いたしました。

以上、一般国道2号 岩国大竹道路 岩国トンネル工事の安全祈願祭についての報告とさせていただきます。

以上、7点につきまして行政報告とさせていただきます。

議	長	日程第5 報告第16号 例月現金出納検査の結果について 監査委員からお手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。
---	---	--

議	長	日程第6 報告第17号 令和4年度和木町一般会計補正予算(第4号)に関する専決処分について これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
---	---	---

渡 邊 企 画
総 務 課 長

報告第17号 令和4年度和木町一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分についてご説明いたします。

この報告は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、最近のエネルギーや食料品等の物価高騰により大きく影響を受ける方々の生活・暮らしを支援するため、本年9月に新たに創設・交付されることとなった「（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した事業を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、報告第17号の2ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,762万9千円を追加し、予算総額を44億6,764万4千円とするものでございます。

4ページの歳出からご説明申し上げます。詳細、費目ごとの内訳は12ページになります。ページ中段、款3 民生費 老人福祉費におきまして、高齢者に対して5千円分の和木町共通商品券を配布するための経費として「高齢者支援商品券」と事業実施に必要な消耗品費・印刷製本費・切手代等の事務費を計上しています。

同ページ下段の「和木町子育て給付金事業」は子育て世帯への支援を目的とするもので、18歳未満のこども1人につき1万円を給付するための経費と消耗品費・切手代などの事務費21万6千円を計上しています。

同ページ上段の総務費 総務管理費の基金積立金の減額は今回の歳入歳出予算の調整のため、財政調整基金積立金の額を減額するものでございます。

続いて3ページ歳入についてご説明いたします。詳細は10ページです。款15 国庫支出金1,762万9千円の増額は、9月に国から示された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を計上しています。

以上で報告第１７号の説明を終わります。

議長 報告第１７号について、質疑を許します。
なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。
質疑はありませんか。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 ただ今説明いただきました、和木町子育て給付金事業、１，２００人分の予算を計上して、実際は１，１６９人分ということなんですが、この給付事業は児童手当を不支給になっておられる、所得の制限がありまして児童手当を不支給になってる方も全員給付されたんでしょうか、教えてください。

議長 鳥枝課長。

鳥枝住民サービス課長 この子育て給付金につきましては、令和４年４月１日時点で１８歳未満の高校生以下の児童を対象としておりますので、所得制限は設けておりません。

灰岡議員 はい、承知しました。以上です。

議長 他に質疑はございませんか。

議長 上田丈二君。

上田議員 歳出の１２ページ、３款 社会福祉費の高齢者支援商品券給付事業についてお尋ねいたします。

対象年齢が７３歳になったということなんですけど、この理由について教えていただければと思うんですけど。

議長 坂本保健福祉課長。

令和4年第6回（12月）定例会

坂本保健 福祉課長	お答えします。73歳の理由はですね、和木町敬老会、それが73歳以上、それに合わせたということでご理解ください。 以上でございます。
上田議員	理解いたしました。 もう1つなんですけど。
議長	挙手をお願いします。
議長	上田丈二君。
上田議員	一人5,000円の共通商品券ですけれども、この対象者への給付に伴う通知と手続き、配布の方法についてよろしければ教えていただきたいと思います。
議長	坂本課長。
坂本保健 福祉課長	配布の方法ですか。はい。これはですね、商品券5,000円を特定記録郵便で各戸に配布しております。 以上でございます。
議長	上田丈二君。
上田議員	以上です。電気・ガス・食料品等物価高騰する中で、支援事業として町がこういった支援事業を行っていただけるのは大変ありがたいことだと思いますので、是非今後ともこういった支援事業を行っていただけるようよろしくお願いいたします。
議長	他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり）

議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議	長	報告第17号 令和4年度和木町一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第17号は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第7 議案第40号 令和4年度和木町一般会計補正予算（第5号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		議案第40号 令和4年度和木町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,949万4千円を追加し、予算総額を45億3,713万8千円とするものでございます。 今回の補正予算の主な内容といたしましては、山口県人事委員会勧告を受けて職員給与費などの調整を行うとともに12月2日に成立した国の今年度第二次補正予算で創設された出産・子育て応援交付金を受けて町で実施する交付金事業やエネルギー価格の高騰に伴う役場庁舎・文化会館・教育施設等の燃料費及び光熱水費予算をはじめとする各費目における追加で必要となる経費を計上するために提案させていただくものでございます。

歳出の主なものを議案第40号の12ページ以降でご説明申し上げます。

13ページ、款1議会費は議員期末手当など15万5千円を増額しております。

13ページから17ページ、款2総務費1,772万2千円の補正は、特別職・一般職の職員給与費や庁舎・集会所・街灯にかかる光熱水費をそれぞれ増額するほか、電算システム管理事業に348万8千円、ふるさと納税にかかる経費1,432万4千円、郵便局にマイナンバーカード申請サポート業務を委託するための経費などを増額・追加で計上しております。

17ページから21ページ、款3民生費では人事異動に伴う給料及び職員手当の増額のほか、出産・子育て応援交付金事業1,100万円、障害児通所給付費783万5千円、後期高齢者医療広域連合負担金201万3千円、介護保険特別会計への繰出金31万5千円のほか、放課後児童クラブ及びこども園の光熱水費を増額しています。

21ページ中ほどの款4衛生費151万1千円を増額は、簡易水道事業特別会計への繰出金を増額するものでございます。

21ページ下段から23ページまでの款7土木費では、職員手当等のほか、岩国港の改修負担金47万6千円、公共下水道事業特別会計繰出金343万8千円、緑ヶ丘団地増築部分解体工事113万円を増額しています。

23ページ下段からの教育費では、職員給与費158万2千円を増額、米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用して行う事業の事業費及び充当額が確定したことに伴い、交付金の余剰分について地域振興事業助成基金積立金を974万8千円増額しております。加えて小中学校・コミュニティセンター・文化会館・給食センターなどの燃料費や光熱水費を決算見込みにあわせて増額で計上しております。

続きまして、8ページ以降、歳入についてご説明申し上げます。

8ページ、款1町税は市町村たばこ税の本年10月までの歳

入実績から、増収が見込まれることから247万5千円を増額しています。

款15国庫支出金1,335万2千円の増額は、民生費国庫負担金として、障害児通所給付費負担金391万7千円、国庫補助金は、マイナンバーカード交付事務費補助金として25万9千円、出産・子育て応援交付金事業を実施するための財源として、866万6千円などを追加で計上しています。

8ページから10ページにわたる款16県支出金では、民生費県負担金として、障害児通所給付費負担金195万8千円、県補助金は、出産・子育て応援交付金事業を実施するための財源として、116万6千円を増額計上しています。

款18寄付金は、今年度のふるさと納税による寄付金の歳入を1億1千万円と見込み、2,700万円を増額計上しております。

款19繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整によって財政調整基金繰入金を2,154万1千円増額しています。

款21諸収入では、地域づくり推進事業助成金を200万円増額するものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は15億2,397万1千円になる見込みでございます。

続きまして、3ページ第2表 債務負担行為補正についてご説明します。

和木駅管理委託料は期間を令和5年度から令和7年度までの3年間とし、限度額を3,488万1千円とするものです。

緑ヶ丘団地アスベスト除去工事については、令和5年度に解体を予定している緑ヶ丘団地の住宅に調査の結果、アスベストが含まれていることが判明したことから、来年度の早い時期に除去工事に着手するために、今年度中に入札・契約などの事務を進める必要があることから債務負担行為として限度額1,786万4千円を令和5年度当初予算に計上するために債務負担行為として計上しております。

以上で議案第40号の説明を終わります。

議 長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。
議 長	中村充子君。
中 村 議 員	失礼します。3款民生費、1項社会福祉費、19ページです。 款3民生費、1項社会福祉費、18負担金・補助金及び交付金についてお尋ねいたします。 私は、障害を持つ子どものお母さまに「和木町は障害児に対して冷たい。」というご意見を度々いただいてまいりました。 そしてこの783万5千円ですが、どのように使われて何人おられてこの金額になるのか伺います。
議 長	坂本保健福祉課長。
坂 本 保 健 福 祉 課 長	ただ今の中村議員さんより、障害児通所給付費783万5千円、どのように何をということについて回答をさせていただきます。 まず上段の障害児通所給付費、こちらはですね、児童発達支援、これは未就学児の方が利用するサービスのことでございます。それから放課後デイサービス、これは小学生から18歳以下の方が利用するサービス。最初に申し上げました児童発達支援、当初予算は11名で予算を組んでおりました。それが現在1名増えて12人となっております。それから放課後デイサービス、こちらは当初予算18人で予算組みしておりましたが、3名増えて今現在21名の利用がございます。合わせて4名の方が利用増となったため、こちらの方は780万円、予算を、補正予算を計上させていただいたところでございます。 下側の高額障害児通所給付費、こちら3世帯でありましたところが、1世帯増えて4世帯となったため、3万5千円補正増とさせていただいております。 それから議員さんよりどのようにということがありました

ので、この制度について若干説明をさせていただきます。

まず予算につきましてはですね、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、ですから上段の780万につきましては、和木町としては195万円、下は1万5千円ですかね、歳入にありましたように、そうした感じで国庫補助、県補助がございます。

それから利用形態につきましてはですけど、児童発達支援、放課後デイサービス、大体月に20日前後利用してですね、児童発達支援の方は月額14万から15万円の施設へ払う金額となります。放課後デイサービスは17万から18万、そして利用者負担は、原則1割でございます。非課税世帯は無料でございます。

以上でございます。

議長 中村充子君。

中村議員 詳しい説明ありがとうございました。
手厚く補助金が出ている旨、承知いたしました。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 森脇明美君。

森脇議員 2点について質疑いたします。

最初に、2款総務費、1項総務管理費、15ページの和木駅管理事業について伺います。

和木駅改修工事は、10万円以上の工事は町の負担になると聞いておりますが、この和木駅改修工事49万2千円について内容を伺います。

議長 渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長	この和木駅管理事業の改修工事につきましては、和木駅西口改札前の階段付近及びトイレ付近の照明、これが不点灯が4ヶ所、それから点灯不良、点いたり点かなかったりするものが2ヶ所、それから既設で特に現状点かなかったりということはないんですが、今回足場を組んで作業を行う必要があるということで、先程の現在特に問題は無い6ヶ所の電球、これも含めて12ヶ所をLED化するための工事費として49万2千円を計上しております。
森 協 議 員	了解しました。
議 長	森協明美君。
森 協 議 員	次に、3項の戸籍住民基本台帳費 17ページの戸籍住民基本台帳管理事業について伺います。 この事業は、国から25万9千円補助が出ております。その内容を伺います。
議 長	鳥枝住民サービス課長。
鳥 枝 住 民 サ ー ビ ス 課 長	この事業ですけれども、マイナンバーカードの申請機会をより多く確保するため、議決後となりますが和木郵便局へ申請サポート業務を委託し、1月中旬から開始する予定です。25万9千円の経費の内訳ですが、消耗品費9万3千円は、和木郵便局での申請受付事務に必要なプリンターや写真接続用紙、コピー用紙などの購入費。通信運搬費1万4千円は特定記録郵便50件分。和木郵便局への業務委託料としての6万4千円は、税別ですが、初期導入費2万円、これは1回限りになります。固定費として月額千円を3月分、取扱費1件700円を50件分計上しております。備品購入費8万8千円は証明写真撮影用のデジタルカメラ2台分を計上しています。

議長

森脇明美君。

森脇議員

今、内容については詳しく説明していただきました。それで、マイナンバーカード申請支援事業について、今後郵便局へ委託されるということですが、その郵便局でしていただく業務内容について伺います。

議長

鳥枝課長。

鳥枝住民
サービス
課長

和木郵便局での業務ですけれども、和木郵便局社員が申請者に対し申請書の記入方法の説明や申請サポート、申請書に必要な顔写真の撮影を行い、申請書を受け付けます。マイナンバーカードの受けとり方の説明も行っています。

なお、郵便局で受付けた申請書は、特定記録郵便により役場に送付され、役場担当職員の確認後、国に送付することとなっております。

また、この支援、申請支援業務実施前においてはですね、役場担当職員と郵便局とで研修を、十分な研修を行うこととしております。

議長

森脇明美君。

森脇議員

今、マイナンバーカードの申請支援業務についてはわかりました。国は今年度マイナンバーカードの取得率を100%を目標としておりますが、和木町の現在の取得率を伺います。また今、郵便局への委託の説明がありましたが、マイナンバーカードの普及に向けてその他に取得率向上に向けた町の取り組みがあれば教えてください。

議長

鳥枝課長。

鳥 枝 住 民 サ ー ビ ス 課 長	交付率につきましては、11月30日、11月末現在で64.1%です。マイナンバーカードの普及に向けた取り組みとしては、現在も行っております毎月第1、第3木曜日の午後7時までの夜間及び今年度中ではございますが、毎月第4日曜日午前9時から12時までの間受付窓口を開設し、申請サポート、それからカードの交付を行います。 その他窓口では、これまでと同様スマートフォン申請の操作サポート及び1月からは証明写真の撮影も開始する予定でございます。 今後も広報わきやケーブルテレビ等を活用した周知を行うと共に先程申した取り組みを行い、普及促進を図っていきたいと考えております。
森 脇 議 員	終わります。
議 長	はい。
議 長	他に質疑はございますか。
議 長	上田丈二君。
上 田 議 員	19ページになります。3款の民生費、1項社会福祉費、和木町出産子育て応援給付金事業の700万円についてお尋ねいたします。これは以前から和木町独自で行っている出産応援交付金とは別の事業になるのでしょうか。そしてこの内容について交付金の受給の手続きや交付の仕方について教えていただきたいと思います。
議 長	坂本保健福祉課長。
坂 本 保 健 福 祉 課 長	上田議員のご質問にお答えします。 まず最初に、今、妊娠婦応援給付金10万円、これとは全く別物でございます。この制度はですね、先般11月21日火曜

日、国がですね、まあ厚労省ですけど、全国の自治体に web 会議で第1回目の説明がございました。私共もその1回しか説明を受けておりませんのでその説明でこの事業の概要について分かる範囲でご説明をさせていただきます。

本事業では妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に繋ぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産、子育てが出来るようにするものでございます。具体的には、妊娠届より妊婦や特に0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援に繋ぐ伴走型相談支援の充実を図ると共に、妊娠届や出生届を行った妊婦等に対し、出産、育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援、金額にいたしまして合計10万円相当を一体として継続的に実施する事業でございます。

なお今回の補正予算の内訳は、出産応援交付金、こちらが5万円×70人で350万円、子育て応援交付金5万円×70人350万円、合計700万円となっております。

以上でございます。

議長 上田丈二君。

上田議員 国が主体となっていく事業で、給付だけではなくて出産に伴う相談、応援ということが主なる目的であるためにこう2回に分けて出産と育児の相談とそれから産後に出産した場合に分けて支援、給付されるということですよね。この給付の手続きとかそういった形はどういった形になるでしょう。

議長 坂本課長。

坂本保健福祉課長 はい、具体的なことはまだ実施要項、Q&A等がわかっておりませんが、先程説明いたしましたように、妊娠届を出され

てその面談をされたら5万円を給付、それから出生されてその後面談をされたら5万円を給付、それとこの事業はですね、単発的なものではございません。議員さんご案内のとおり国が継続的に実施していくということでございます。ですから補助金も10分の10ではございません。国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1と町の負担金も生じます。それから加えてですね、補足説明ですけど、もし、国、12月の2日に補正予算可決しましたんで今から実施要項等が示されましたらですね、和木町もそれに従い、このご審議をいただいて可決されましたら、4月出生以降の妊婦さん等々にはですね、10万円を給付、遡及して給付していく予定でございます。

以上でございます。

議長 上田丈二君。

上田議員 以上です。給付だけじゃなくて相談等もできるっていうことですので、周知とかしていただいて町民の方も利用していただけるようよろしくお願いいたします。

議長 他に質疑はございますか。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 それでは質問させていただきます。

23ページ、款7土木費、住宅費の中にですね、先程ですね、緑ヶ丘地区のですね、増築部の解体工事、これが113万円とあります。これは何棟分の解体費でありながらなぜこの時期にしなきゃいけないのかというのを教えてください。

議長 山下都市建設課長。

山下都市
建設課長

緑ヶ丘団地増築部分解体工事についてですけれども、まずこちらの方の数ですけれども、2棟分、全11棟でございます。

この時期になぜ解体をするのかということですが、ちょっと債務負担の方にも上げておるんですけれども、今年度中にですね、こちらの増築部分を解体してですね、令和5年4月よりですね、アスベストの方の除去を行う必要があるために今回補正に上げさせていただいております。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員

この増築部分に対しまして、町の方が全て負担しないといけないものなのか、はたまた元の住民の方が負担するべきなのかこのへんはいかがなのでしょう。

議長

山下課長。

山下都市
建設課長

町の負担ということですが、この増築部分につきましては、和木町営住宅施行規則第14条の方に返還時には撤去、または町に無償で譲渡することとありまして、対象の増築物件につきましては既に町に譲渡されていることから町費によって撤去するものでございます。

議長

よろしいですか。

嘉屋議員

了解でございます。

議長

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長

ここで暫時休憩いたします。

10分休憩します。10時10分から開始です。

休憩 9時 59分

再開 10時 10分

議長

休憩前に続き、議会を再開します。

議長

日程第8 議案第41号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第42号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

以上、2議案についてこれを議題とします。議事進行上一括して執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山下都市
建設課長

議案第41号及び議案第42号を一括してご説明いたします。

まず、議案第41号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、総額を9,594万7千円とするものでございます。

まず歳出からご説明いたします。10ページをご覧ください。

款1総務費、簡易水道一般管理事業の需用費100万円の増額についてですが、電気料金の高騰により光熱水費を増額するものでございます。

次に委託料20万円の増額についてですが、漏水調査委託料で当初予算につきましては今年度発生した瀬田地区の漏水時に支出しており、今後冬場の漏水に対応するため増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをご覧ください。

款3繰入金につきましては、歳出事業の増額に対応するため一般会計からの繰入金を120万円増額するものでございます。

以上が、簡易水道特別会計補正予算の説明となります。

次に、議案第42号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万8千円を追加し、総額を4億1,781万4千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。12ページをご覧ください。

款1総務費、下水道一般管理事業の需用費140万円の増額ですが、まず光熱水費70万円の増額につきましては、電気料金の高騰により各ポンプ場の電気使用料を増額するものでございます。

次に修繕料70万円の増額につきましては、和木ポンプ場や瀬田中継ポンプ場の機器等の修繕が発生し当初予算において対応いたしました。今後の緊急修繕に対応するため増額するものでございます。

款1総務費、管渠整備事業の工事請負費203万8千円の増額につきましては、まず管渠整備工事の83万8千円につきましては、一般新築住宅建設に伴う公共下水道の汚水柵設置工事を行うものです。次に汚水中継ピットポンプ取替工事ですが、老朽化によりポンプ1台の取替工事を行う必要が生じたため120万円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。10ページをご覧ください。

ださい。款3繰入金につきましては、歳出事業の増額に対応するため、一般会計からの繰入金を343万8千円増額するものでございます。

次に第2条 債務負担行為補正及び第3条 繰越明許についてですが、関連がありますので一括してご説明いたします。

まず4ページの第3表 繰越明許についてですが、大竹圧送管改築事業におきまして、下水道事業団が入札を実施いたしましたが不落となったため、工事請負費1億1千万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、3ページの第2表 債務負担行為の補正についてでございますが、大竹圧送管改築事業が2箇年事業であるため、令和4年度事業の繰越に伴い、債務負担の期間を令和5年度から令和6年度までに延伸するもので限度額の5,200万円についての補正はございません。

以上で、議案第41号及び議案第42号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第41号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第42号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 上田丈二君。

上田議員 伺います。歳出12ページになります。1款総務費、1項総務管理費の工事請負費の管渠整備事業203万8千円の事業

		内容について伺いたいと思いますが、この中で管渠整備工事 83万8千円の工事内容と場所について教えていただきたいと思います。
議 長		山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長		汚水枡設置工事の内容と場所についてでございますけれども、内容につきましては、一般新築工事が、住宅が建設される際にですね、本管からの引込み、最終枡と呼んでおりますがそちらの設置の方は町が実施をするということになっておりますので、そちらの下水道の引込み工事でございますので、場所については和木4丁目12街区、和木駅東口のちょっと装束側寄りというところになります。
議 長		よろしいですか。 上田丈二君。
上 田 議 員		もう1つなんですけど、汚水中継ピットポンプ取替工事120万円なんですけれども、この工事定期的に行う工事なんですか伺いたいと思います。
議 長		山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長		汚水ピットのポンプの取替ですけれども、これ1台でやはり120万円とかなり高額でございますので、定期的の実施するというものではございませんが、定期的に点検した結果、不備、数値とかに不備が出た場合については早めの交換を実施していくというところでございます。
議 長		よろしいですか。
上 田 議 員		以上です。

議	長	他に質疑がありませんか。
		（「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第１０ 議案第４３号 令和４年度和木町介護保険特別会計補正予算（第２号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 坂本保健福祉課長。
坂 本 保 健 福 祉 課 長		議案第４３号 令和４年度和木町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。 本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１万５千円を追加し、予算の総額を５億１,１０３万９千円とするものでございます。 また今回の補正は、山口県人事院勧告により給与改正が行われることによるものでございます。 それでは、２ページの保険事業勘定、歳出からご説明いたします。 款１総務費は、山口県人事院勧告により職員給与費を１５万２千円増額するものでございます。 款３地域支援事業費は、山口県人事院勧告により地域包括支援センターの職員給与１６万３千円増額するものでございます。 続きまして、１ページの歳入についてご説明いたします。 款５繰入金は、歳出のそれぞれの職員給与費の増額に伴いまして、一般会計からの繰入金３１万５千円を増額するものでございます。 以上で議案第４３号の説明を終わります。

議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第11 議案第44号 和木町議会議員及び和木町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例 これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		議案第44号 和木町議会議員及び和木町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に関する経費に係る限度額を引き上げるため公職選挙法施行令の一部が改正され、令和4年4月6日から施行されています。 町長選挙及び町議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関しては、公職選挙法の規定により国政選挙に準じて町条例で定めることとされているため、公職選挙法施行令の一部改正に準じて「和木町議会議員及び和木町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」の改正を行うものでございます。 公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用自動車、ビラの公費負担及び選挙運動用ポスターの限度額について、最近における物価変動等を踏まえて変更を行うものであります。 新旧対照表をご覧いただきたいと思います。1ページ第4条では、借り入れ契約による選挙運動用自動車使用の公費負担の上限額を自動車本体の借入れ金額1日15,800円から1

日16,100円に改正し、選挙運動用自動車の燃料供給契約の上限額を7,560円から1日7,700円に改めています。

2ページ 第8条では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の公費負担上限額を「7円51銭」から「7円73銭」に、続く3ページの第11条で選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の公費負担上限額については、「10万円をポスター掲示場の数で除して得た金額」から「13万円をポスター掲示場の数で除して得た金額」に改正することとしています。

また、附則において、この条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用すること、こちらが定められております。

以上で議案第44号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議 長 質疑がないようです、ああ、すみません。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 すみません、ちょっと質問させてください。
今度条例によってこう変更するということなんですけども、地方の議員のなり手不足で自動車の公費負担とかポスターの公費を町の負担になるということなんですけども、多少は一般の方たちの議員に、参加しやすく、選挙に参加しやすくなるための措置なのかなとちょっと思うんですけども、それについて選挙に出る方たちについて、町民の方たちはこの選挙に出る方たちについて説明会とかそういうのはされるのでしょうか。

議 長 渡邊課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長	立候補予定者説明会は、また2月に計画をしておりますし、その時にいろいろお尋ねいただければ全てお答えしたいと思います。
議 長	よろしいですか。
上 田 議 員	はい、以上です。
議 長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第12 議案第45号 和木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡辺企画総務課長。
渡 辺 企 画 総 務 課 長	議案第45号 和木町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 本議案は地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要があるため提案させていただくものでございます。 新旧対照表でご説明申し上げます。 第3条の改正により、新旧対照表2ページ目ですね、第3条の改正により職員の定年は、現行の定年年齢60歳から65歳に引き上げ、附則において定年年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げていき、令和13年度に定年年齢を65歳とするものでございます。 また、同じく附則におきまして、定年年齢の引上げをスムー

ズに実施するため、職員に対し、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設けております。

新旧対照表4ページから9ページに第6条～第11条を追加し、「管理監督職勤務上限年齢制」に関する規定を整備しております。

第7条～第8条におきまして、管理監督職勤務上限年齢の60歳に達した管理監督職である課長補佐級以上の職員は翌年の4月1日までに非管理監督職である係長級以下の職員に降任する規定を設けております。

これは、定年の引き上げによって職員が公務に従事する期間が長くなる中で、若手・中堅職員の昇進機会を確保し、組織の新陳代謝を維持するため、管理職に就く職員を原則60歳で非管理職に異動させるための規定でございます。

ただし、第9条において、公務上の必要がある場合には引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けておりますが、その期限は3年を超えることができないと定められております。

また、この引き続き留まれるという規定でございますが、これ国の制度で、非常に替えがきかない役職、特殊な勤務、こういった職に限定されております。本町においても、それに倣って余程の職で無い限りはこの管理監督職を続けていくということは例としてあがってこないとは思っております。

第12条、新旧対照表10ページからですが、第12条、第13条を追加、「定年前再任用短時間勤務制」に関する規定を整備しております。

定年前再任用短時間勤務制は、令和5年4月1日以降に、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を、短時間勤務の職に採用することができる制度です。実際に短時間勤務職員として採用されるか否かは、採用時期も含め任命権者の裁量で行うと規定しております。

また、附則にて定年年齢の引き上げに伴い、現行の再任用制度を廃止し、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用

できる制度を暫定的に措置するための規定を設けております。

附則でこの条例は、令和5年4月1日から適用することとしています。

以上で議案第45号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第13 議案第46号 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡辺企画総務課長。

渡辺企画総務課長 議案第46号 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は育児等を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするため、人事院の意見の申出を考慮して行われました「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正と同様に「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されました。

この法改正により、職員は、原則として2回、改正前の法では1回まででございましたが、2回育児休業を取得できるようになっております。

また、国家公務員においては、法改正と併せて、その育児休業に関する事項について規定する人事院規則が改正され、育児休業の取得要件の緩和等をする処置がとられております。

これに伴いまして、本町職員の育児休業の取得要件を国家公務員に準じたものとするため、条例で定める職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、その他の育児休業の取得要件等

に関する規定を整理するものでございます。

新旧対照表1ページになります。

第2条第1号の改正では、非常勤職員、これは会計年度任用職員とか再任用短時間職員を指しますが、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得する要件を緩和し、現行の「子が1歳6か月に達する日に在職の可能性があること」、これを子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようする場合には、「子の出生から起算して8週間と6月に在職の可能性があること」に改正するものでございます。

また現行では、子の1歳到達日又は1歳6か月到達日の翌日を初日として引き続き取得することが要件で、延長期間中に夫婦交代での取得はできない状態でしたが、改正後は、配偶者の育児休業期間の末日に翌日以前の日を初日として取得できるようになり、延長期間中に夫婦交代での取得が可能となるようになっております。

第3条、新旧対照表7ページですが、第3条の改正では、育児休業の取得回数が緩和され、特別の事情に関わらず、原則2回まで取得できるため、再度の育児休業取得制限に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除しまして、また、任期を定めて採用した職員について、任期の更新等があった場合について規定をしております。

以上で議案第46号の説明を終わります。

議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。
---	---	------------------------------

議	長	上田丈二君。
---	---	--------

上田議員	失礼します。今度の条例改定で夫婦交代で2回ずつで4回の育児休業が取れるっていうことだと思うんですけど、これによって育児休暇の期間が長く取れるということなんですけれど
------	--

も、今までの形で和木町の職員の中でこの育児休暇を取られた方はいらっしゃるのでしょうか伺います。

議 長 渡邊課長。

渡 辺 企 画 女性職員は通常通り取っておりますし、最近では昨年度と
総 務 課 長 の前、男性職員も育児休業を取得したものがおります。

議 長 よろしいですか。

上 田 議 員 子育て支援のためですね、ぜひ取れたら育児休暇を取って
いただきたいと思います。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第１４ 議案第４７号 地方公務員法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡辺企画総務課長。

渡 辺 企 画 議案第４７号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行
総 務 課 長 に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたしま
す。

議案第４５号 和木町職員の定年等に関する条例の一部を
改正する条例において、地方公務員法の一部改正を踏まえ、職
員の定年を引き上げるための改正を提案いたしておりますが、
本議案は、主として、職員の定年の引き上げに関して、関連す
る条例を一括して改正するために制定するものでございます。

本条例は6つの条と附則で構成されており、第1条で和木町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例、第2条で和木町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、第3条は和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第4条 和木町職員の育児休業等に関する条例、第5条は和木町一般職の職員の給与に関する条例、それぞれの一部改正を定めており、また第6条で職員の再任用に関する条例の廃止を定めております。

新旧対照表では1ページになりますが、第1条では、「管理監督職勤務上限年齢制」いわゆる「役職定年制の導入」に伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日、これを以下、「特定日」と申し上げますが、以後の給料月額を7割にする措置を、条例による降給事由として位置付けております。

第2条、新旧対照表は3ページですが、では、非常勤職員、会計年度任用職員の減給について、その額が給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは当該額を減ずる規定を設けております。

第3条、語句の変更に伴いまして、現行の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めております。

第4条は、「育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員」に、60歳以降も特例により管理職を延長させる職員を追加することを定め、また、給料月額7割措置を受ける育児短時間勤務職員等に関する読替規定を追加しております。

第5条では、当分の間、特定日以後の職員の給料月額は、当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることを定めております。あわせて、この給料月額7割措置は、非常勤職員や異動期間を延長された職員には適用しないことを定めております。

また、他の職への降任等をされた職員、いわゆる「役職定年」の職員に対しては、給料月額7割措置のほか、「特定日に当該職員が受ける給料月額7割措置後の給料額」と「役職定年前に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額」との差額に相当する額を給料として支給する等、必要な規定を整備し

ております。

第6条は、現行の再任用制度の廃止に伴い、本条例を廃止する規定を設けております。

附則でこの条例は、令和5年4月1日から適用することとしています。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第15 議案第48号 職員の高齢者部分休業に関する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡辺企画総務課長。

渡 辺 企 画 議案第48号 職員の高齢者部分休業に関する条例について
総 務 課 長 にご説明いたします。

本議案は職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情に対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため提案をさせていただくものでございます。

第1条は、この条例の趣旨として、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条では、高齢者部分休業について、1週間当たりの通常の勤務時間の1／2を超えない範囲で、5分を単位として承認すること、また、高齢者部分休業を取得できる年齢を55歳か

らとすることとしております。

第3条では、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間ごとに給与を減額すること。

第4条は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合、つまり職員が休業することで課の業務が非常に遂行が不可能になった場合、こういった場合に、その職員の同意があれば、部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる、こういったことを定めております。

第5条においては、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業の休業時間を延長することができることとしております。

附則でこの条例は、令和5年4月1日から適用することとしています。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第16 議案第49号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡辺企画総務課長。

渡辺企画総務課長 議案第49号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、令和4年度の山口県人事委員会勧告等に準じて提

案させていただくものでございます。

本条例案は5つの条と附則で構成されており、第1条で和木町一般職の職員の給与に関する条例、第2条で和木町議会議員の議員報酬等に関する条例、第3条で町長等の給与に関する条例、第4条で教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、第5条で和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、それぞれの一部改正を定めています。

第1条は、人事委員会勧告等に準じ、一般職職員の6月と12月の勤勉手当を0.05月分引き上げるとともに、別表の給料表を改正するものでございます。ここで給料表の引き上げ率は0.32%となっております。

第2条、第3条、第4条の改正は、一般職職員の勤勉手当が引き上げられることに伴い、議会議員の皆さま、町長、副町長教育長の6月と12月の期末手当を0.025月分ずつ引き上げるものでございます。

第5条は、人事委員会勧告等に準じ、一般職の任期付職員の給料表を改めるものでございます。

また、附則でこの条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

以上で議案第49号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第17 議案第50号 和木町下水道条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
山下都市建設課長。

山下都市
建設課長

議案第50号 和木町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

当町では、従前より下水処理及び維持管理に要する経費に充当するため、一般会計から多額の繰入金を計上しております。

また令和6年度より公営企業会計が適用となり、より採算性が求められることとなります。これらの改善策として、今回使用料を改正し、下水道会計の健全化を図ろうとするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。現行の超過料金月100 m^3 までのところですが、189円を208円、101 m^3 ～1,000 m^3 までの超過料金を248円から266円に改定するもので、あと対象世帯は殆どありませんが、水道水以外の水による汚水の方も改訂をしております。

具体的な改正内容でございますが、町民の皆様の生活に最も影響する一般家庭用を例にあげますと、2ヶ月で40 m^3 使用した場合、これまでの5,486円から5,866円となり金額で380円の増額となります。なお、基本料金の変更はありませんので、基本水量内の2ヶ月で20 m^3 までの使用でございますと1,706円のまま変更なしとなります。

これらを含む平均改定率は、約8%となる見込みでございます。

この改正は、町民の皆様への周知を図るために、令和5年2月1日の施行とし、令和5年度1期分、3・4月分の使用料からの適用となります。

この改正によりまして、約540万円程度の使用料収入の増加を見込んでおるところでございます。

ご参考までに、当町の下水処理を委託している大竹市では、令和4年9月定例議会において、下水道使用料改正議案、率にして約8%アップが可決され、令和5年2月1日から施行される予定でございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

議 長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。
議 長	森脇明美君
森 脇 議 員	質疑します。 先程、下水道料金が上がる理由ちょっと説明があったんですが、もう一度詳しく説明をお願いいたします。
議 長	もうちょっと大きい声でお願いします。
森 脇 議 員	はい。 先程、下水道料金が上がる理由の説明はあったと思うんですが、そう少し詳しく説明をお願いいたします。
議 長	山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	今回の下水道料金の改訂の理由といたしましては、まず先程も説明しましたがけれども、令和６年４月から公営企業会計に移行いたします。そのことにより、まず人件費や維持管理費の増加が見込まれております。プラス収支バランスの均衡等も必要となりますので、それが改訂理由でございます。
議 長	森脇明美君。
森 脇 議 員	大竹市が下水道料金を上げた場合ですね、和木町の下水道料金を並行して上げないといけない理由を伺います。
議 長	山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	和木町の下水処理事業なんですけれども、これは昭和４９年の供用開始以来大竹下水処理場にて大竹市と協定を締結し共

令和4年第6回（12月）定例会

同処理を行ってまいりました。協定書の方に料金の改定等を記載している訳ではなく、双方のこれ条例で定めるものですので、必ずしも大竹市と同様にしないといけないということではないのですけれども、同一処理場で処理を行っていることから同額の使用料としてまいりました。近年においても使用料金に関しては、全く同額ではありませんが、金額及び改訂の時期についてはほぼ整合しているという状況です。

議 長 森脇明美君。

森 脇 議 員 上げ幅は大竹市と同等ということでしょうか。

議 長 山下課長。

山 下 都 市
建 設 課 長 両方共、約平均改定率で約8%となっております。

議 長 よろしいですか。

森 脇 議 員 はい、わかりました。

議 長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第18 議案第51号 和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の指定管理者の指定同意について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第51号 和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の指定管理者の指定同意についてご説明申し上げます。

和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場の管理運営を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間「株式会社不二ビルサービス」に指定管理者として行わせることについて、和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

この当該施設の指定管理者候補者の選定につきましては、9月1日に和木町広報紙及びホームページに掲載し募集を開始しました。

応募期間は、9月16日から10月14日までとしまして、「株式会社不二ビルサービス」一社から応募がございました。

11月2日に、和木町指定管理者選定委員会において同社に対する面接審査及び採点と審議を行い、候補者として選定しました。

選定の理由といたしましては、平成20年の和木駅開業当初より管理しており内容に精通していること、指定管理の経験が豊富で、危機管理体制もしっかりしていること、さらに、事業計画等十分に検討し、経費縮減を図りながら、自主事業の展開による施設の活性化が期待できることなどがございます。

なお、株式会社不二ビルサービスは、昭和33年に創業し、広島市西区楠木町に本社があり、従業員数が約2,000人の民間企業でございます。公共施設の指定管理として、本町和木駅の他、山口市産業交流拠点施設や広島県立総合体育館などを行っております。清掃業務から受付、機械設備保守などの総合的なビル管理会社であることを申し添えます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議長 本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 10時 56分